

第7期滝沢市障がい福祉計画
第3期滝沢市障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

岩手県 滝沢市

は じ め に

滝沢市では、現在、障がい者施策の基本方針となる第2次滝沢市障がい者計画と障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の利用見込量、提供体制確保に関する事項を定めた第6期滝沢市障がい福祉計画・第2期滝沢市障がい児福祉計画を推進しています。

令和6年度からは、第2次滝沢市総合計画前期基本計画が実施され、福祉部門としては、「誰もが自分らしい暮らしと生きがいをもてるまち」を計画のビジョンとして掲げ、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現に向け、引き続き障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を実行していくこととしております。

現在の第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画は、計画期間が3年間で、令和5年度が見直しの時期となることから、現計画期間中におけるサービス実績の分析や評価とともに新たなニーズ把握などを行い、数値目標（見込量）を見直した上で、令和6年度から令和8年度までの第7期滝沢市障がい福祉計画・第3期滝沢市障がい児福祉計画を策定しました。

障がい福祉の施策を推進するためには、生まれ育った地域で自分らしい生活を営むための基盤となる、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の提供体制の確保と、障がいのある人の自立した生活を支え、その人の抱える課題の解決や適切なサービス利用を支えるための相談支援体制等について強化充実していくことが重要です。

次期計画期間中においても、引き続き障がい種別ごとの現状を把握しながら、地域移行や一般就労の動向等の成果目標の達成と障がい福祉サービスや障害児通所支援等の見込量確保に向け、本計画を推進してまいります。

最後に、計画策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました「滝沢市自立支援協議会」の委員の皆様をはじめ、関係団体やサービス事業者の方々に心から感謝申し上げますとともに、今後の計画に対しましてご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

滝沢市長 武 田 哲

目 次

はじめに

第1章 計画の概要

- 1 障がい福祉計画の見直しについて 1
- 2 障がい児福祉計画の見直しについて 1
- 3 計画の期間 1
- 4 計画策定の考え方と他計画との関係 2

第2章 障がい者の現状

- 1 人口の推移 3
 - (1) 総人口の推移
 - (2) 年齢3区分別の人口構成
- 2 身体障がい者の現状 5
 - (1) 年齢別身体障がい者数の状況
 - (2) 身体障がい者の障がい種別の状況
- 3 知的障がい者の現状 8
 - (1) 知的障がい者数の状況
 - (2) 知的障がい者の年代別の状況
- 4 精神障がい者の現状 10
 - (1) 精神障がい者数の状況
- 5 難病患者の現状 12

第3章 計画の基本指針（成果目標）

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 13
 - (1) 現状
 - (2) 課題
 - (3) 取組に対する考え方
 - (4) 目標
- 2 地域生活支援の充実 14
 - (1) 現状
 - (2) 課題
 - (3) 取組に対する考え方
 - (4) 目標
- 3 福祉施設から一般就労への移行等 16
 - (1) 現状
 - (2) 課題
 - (3) 取組に対する考え方

(4) 目標	
4 障がい児支援の提供体制の整備等	19
(1) 現状	
(2) 課題	
(3) 取組に対する考え方	
(4) 目標	
5 相談支援体制の充実・強化	21
(1) 現状	
(2) 課題	
(3) 取組に対する考え方	
(4) 目標	
6 障がい福祉サービス等の質の向上	22
第4章 計画の活動指標	
1 訪問系サービス	23
2 日中活動系サービス	25
3 居住系サービス	29
4 相談支援	30
5 障害児通所支援・障害児相談支援	31
6 発達障がい者に対する支援	34
7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	35
8 相談支援体制の充実・強化のための取り組み	38
9 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み	40
10 サービス等種類ごとの見込量総括表	41
第5章 地域生活支援事業	
1 事業実施に関する考え方と見込量確保のための方策	45
2 事業ごとの見込量（年間）	49
第6章 その他計画に盛り込む事項	
1 障がい者虐待防止、養護者に対する支援	51
2 障がいを理由とする差別解消の促進	51
3 難病患者への一層の周知	51
4 成年後見制度の利用促進	52
第7章 計画の推進に向けた取り組み	
1 計画・制度の周知と地域住民の理解の促進	53
2 関係機関等との連携	53
3 計画の進行管理と評価	53

資料編

1	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定の経過……………	55
2	アンケート（サービス動向調査）・ヒアリング調査概要……………	56
3	滝沢市障がい福祉計画策定推進委員会設置規程……………	57
4	滝沢市障がい福祉計画策定推進委員会委員名簿……………	59
5	滝沢市自立支援協議会設置要綱……………	60
6	滝沢市自立支援協議会委員名簿……………	62

第1章 計画の概要

1 障がい福祉計画の見直しについて

障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第88条の規定に基づき、障がい者の地域生活や就労支援の充実を図るために必要な障がい福祉サービス等について、国の基本指針や県の基本的考え方を踏まえながら、本市における指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込みとその確保のための方策及び地域生活支援事業の実施に関する事項を定めるものとして策定されるものです。

今回は、第6期障がい福祉計画期間中の実績を分析し、第7期障がい福祉計画を策定します。

2 障がい児福祉計画の見直しについて

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の規定に基づき、障がい福祉計画と同様に、国の基本指針や県の基本的考え方を踏まえながら、本市における障がい児通所支援や障がい児相談支援の種類ごとの必要な量の見込みとその確保のための方策を定めるものとして策定されるものです。

今回は、令和2年度に策定した第2期滝沢市障がい児福祉計画期間中の実績を分析し、第3期障がい児福祉計画を策定します。

3 計画の期間

今回策定する第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。いずれの計画も、令和2年度に策定した計画期間中（令和3年度～令和5年度）の障がい福祉サービス等の利用実態等の分析と評価を行い、数値目標（見込量）を見直した上で、策定します。

年度 計画	平成							令和										
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
障がい 福祉計画	第3期計画			第4期計画			第5期計画			第6期計画			第7期計画			第8期計画 （予定）		
障がい児 福祉計画							第1期計画			第2期計画			第3期計画			第4期計画 （予定）		
障がい 者計画	第2次滝沢村計画 期間				第1次滝沢市計画期間					第2次滝沢市計画期間					注1			

注1 第3次滝沢市障がい者計画（予定）

4 計画策定の考え方と他計画との関係

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障がい者計画の基本理念である「障がいのある方が地域で共に暮らすための支援」及び全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるよう、障がい者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ計画を策定するものです。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、第2次障がい者計画の体系の施策分野のひとつである「生活支援」の具体的なサービス内容やサービス量に関する計画でもあります。また、滝沢市地域福祉計画の下位計画に位置付けられており、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、その他の法律の規定による計画と調和が保たれた計画とします。

第2次滝沢市障がい者計画（令和5年3月策定）

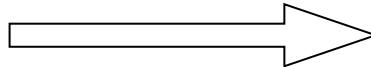
1 基本理念

「障がいのある方が地域で共に暮らすための支援」

2 基本目標及び施策分野

第1節「安心して暮らせる体制が整っている」

- (1) 「生活支援」
- (2) 「生活環境」
- (3) 「安全・安心」



障がい福祉計画及び
障がい児福祉計画
①障害福祉サービス
②相談支援
③地域生活支援事業
④障害児通所支援
⑤障害児相談支援

第2節「生きがいを持ち、いきいきと暮らせる」

- (1) 「教育、文化芸術等」
- (2) 「雇用・就業、経済的自立への支援」

第3節「すこやかに生活を送ることができる」

- (1) 「保健・医療」

第4節「みんなで支えるまちづくり」

- (1) 「障がい者理解の促進」
- (2) 「差別の解消及び権利擁護の推進」

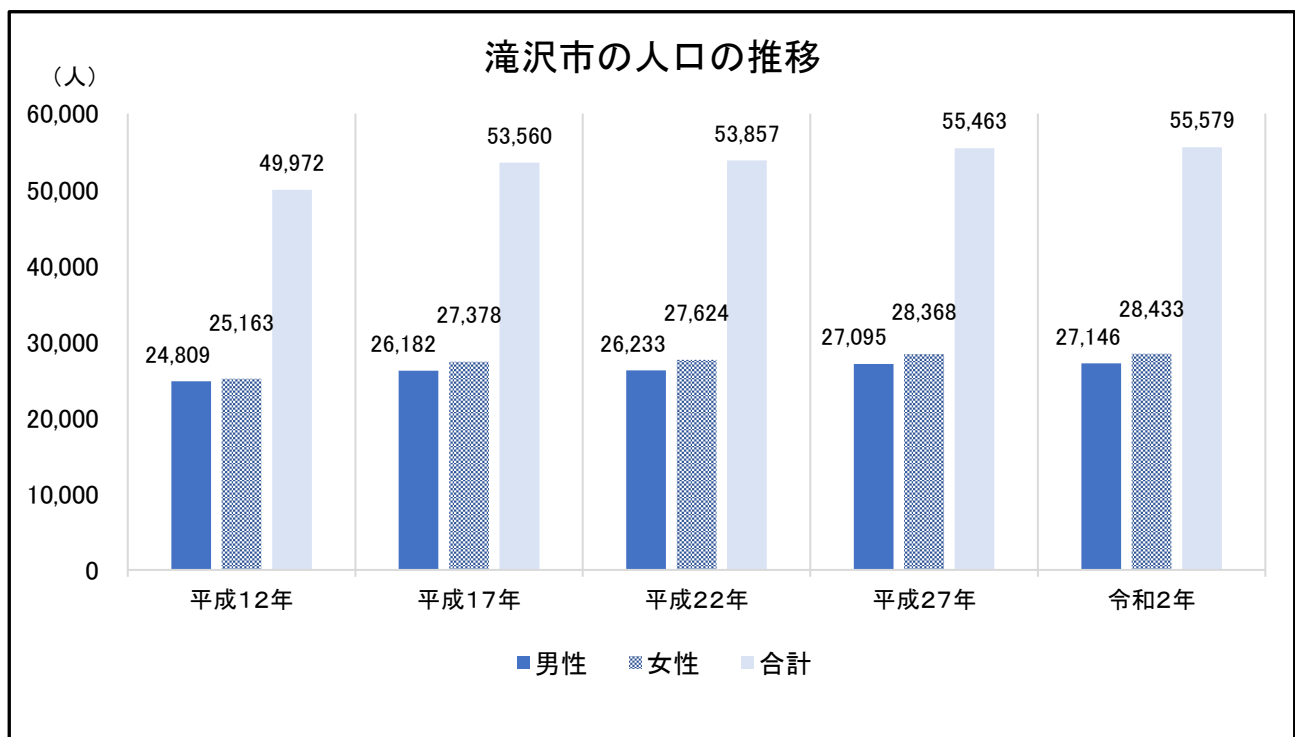
第2章 障がい者の現状

1 人口の推移

(1) 総人口の推移

滝沢市の人口は、昭和45年頃から急激に伸び、5年毎の国勢調査でも大幅な伸びが続いていました。市人口の推移【図-1】を見ると、平成12年と平成17年との比較では、3,500人以上の伸びとなっていますが、平成22年と平成27年との比較では1,606人の伸び、平成27年と令和2年との比較では116人の伸びとなっており、鈍化が顕著になっています。

【図-1】



資料：国勢調査

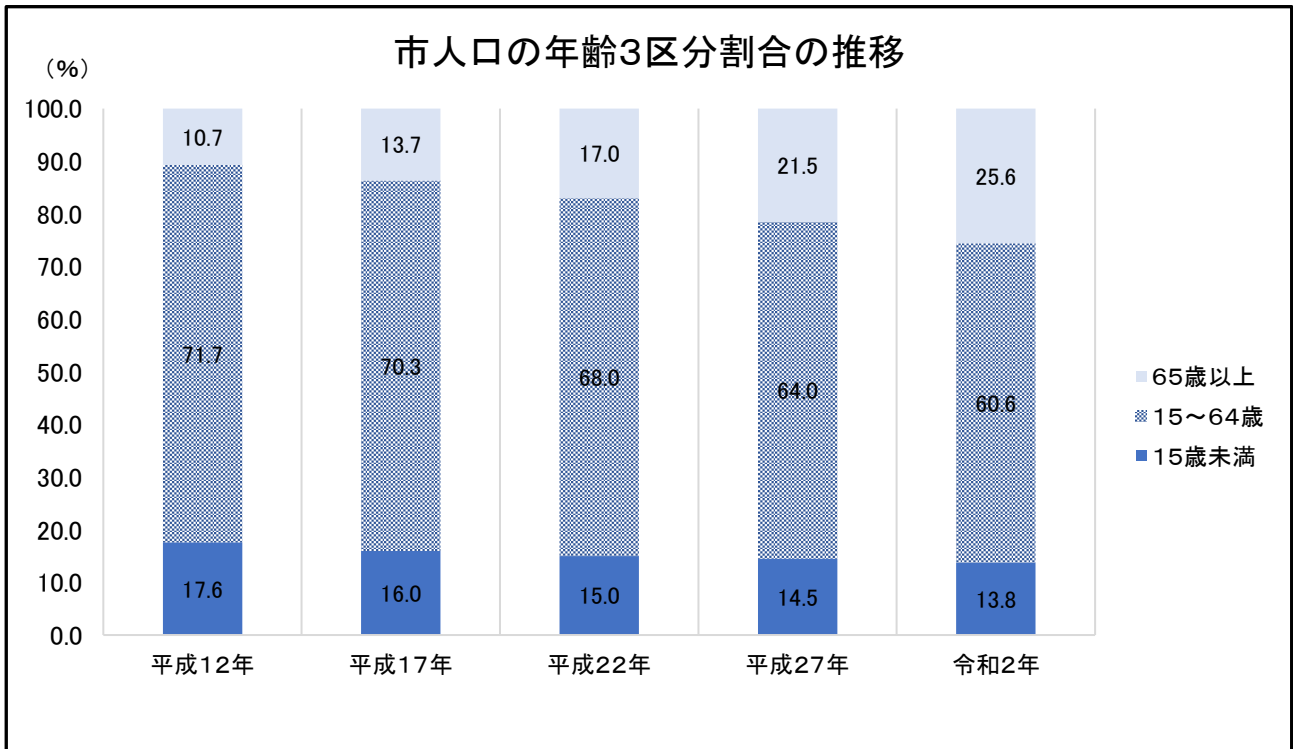
(2) 年齢3区別の人口構成

65歳以上の人口は、昭和60年以降から増加傾向が表れ、令和2年では25.6%となっています。

15歳以上65歳未満の人口は、平成17年までは70%台でしたが、令和2年では60.6%となり、減少傾向にあります。

15歳未満の人口は、年々減少傾向にあり、令和2年では13.8%まで低下しています。

【図一2】



資料：国勢調査

2 身体障がい者の現状

(1) 年齢別身体障がい者数の状況

身体障害者手帳所持者数【表－1】、【図－3】を見ると、総数は、平成27年度は1,499人、令和4年度は1,529人と増加傾向にあります。年齢別に見ると、18歳未満は30人弱で横ばい傾向にあります。また、18歳以上65歳未満については、平成27年度は473人、令和2年度は398人、令和4年度は426人と減少傾向にあります。65歳以上については、平成7年度以降の伸びが継続しており、増加の要因は高齢者の年代層の増加によるものとなっています。

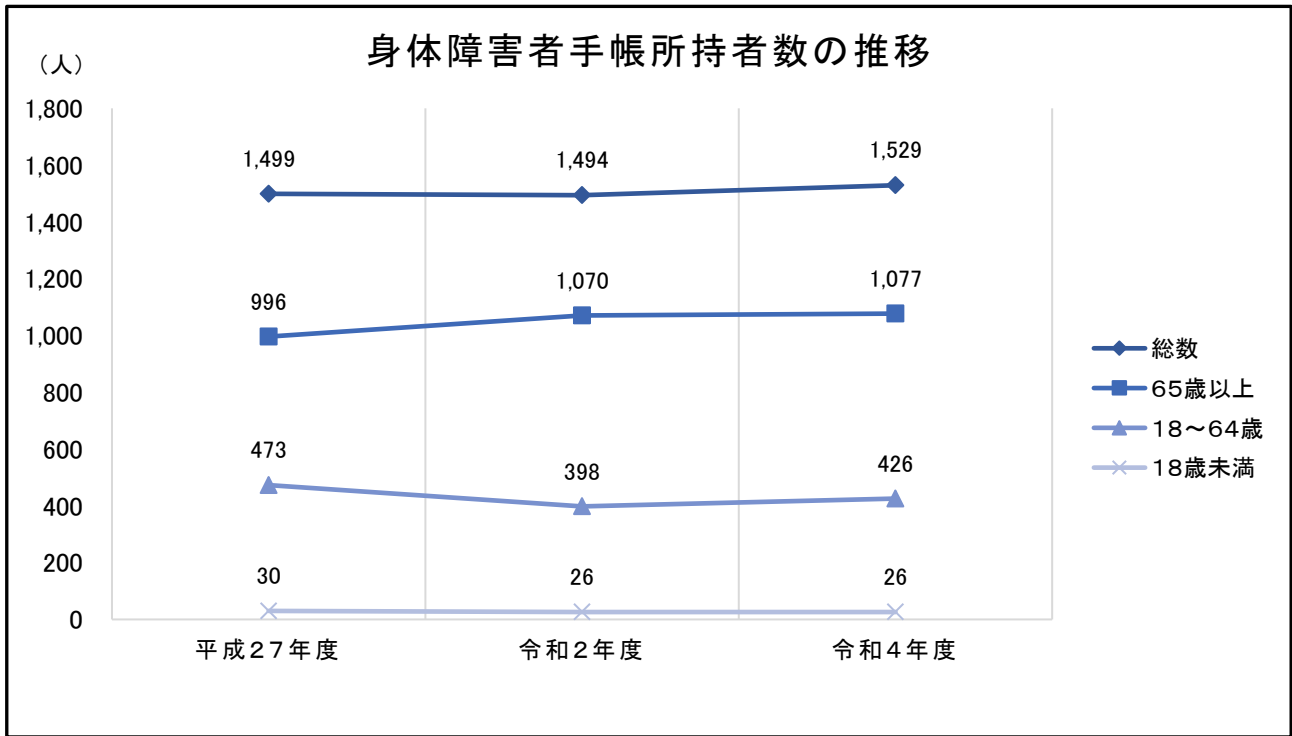
また、身体障害者手帳所持者の年齢割合の推移【図－4】を見ると、18歳未満と18歳以上65歳未満の人数割合は平成7年度以降減少していましたが、令和2年度と令和4年度との比較では、18歳未満の割合は横ばい、18歳以上65歳未満の割合は微増となっています。65歳以上の割合は令和2年度と令和4年度との比較では減少していますが、全体の70.4%を占めており、最も高い割合となっています。

【表－1】身体障がい者数（身体障害者手帳所持者数）（人）（令和4年度末現在）

級	総数	0～ 5歳	6～ 14歳	15～ 17歳	18～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65歳 ～
1	566	3	5	2	1	10	15	40	62	54	374
2	235	1	2	1	0	6	3	13	16	20	173
3	213	1	2	1	1	5	4	13	19	16	151
4	333	0	4	1	0	2	8	17	25	16	260
5	89	0	0	0	0	2	3	6	13	12	53
6	93	0	2	1	0	2	5	0	11	6	66
計	1,529	5	15	6	2	27	38	89	146	124	1,077

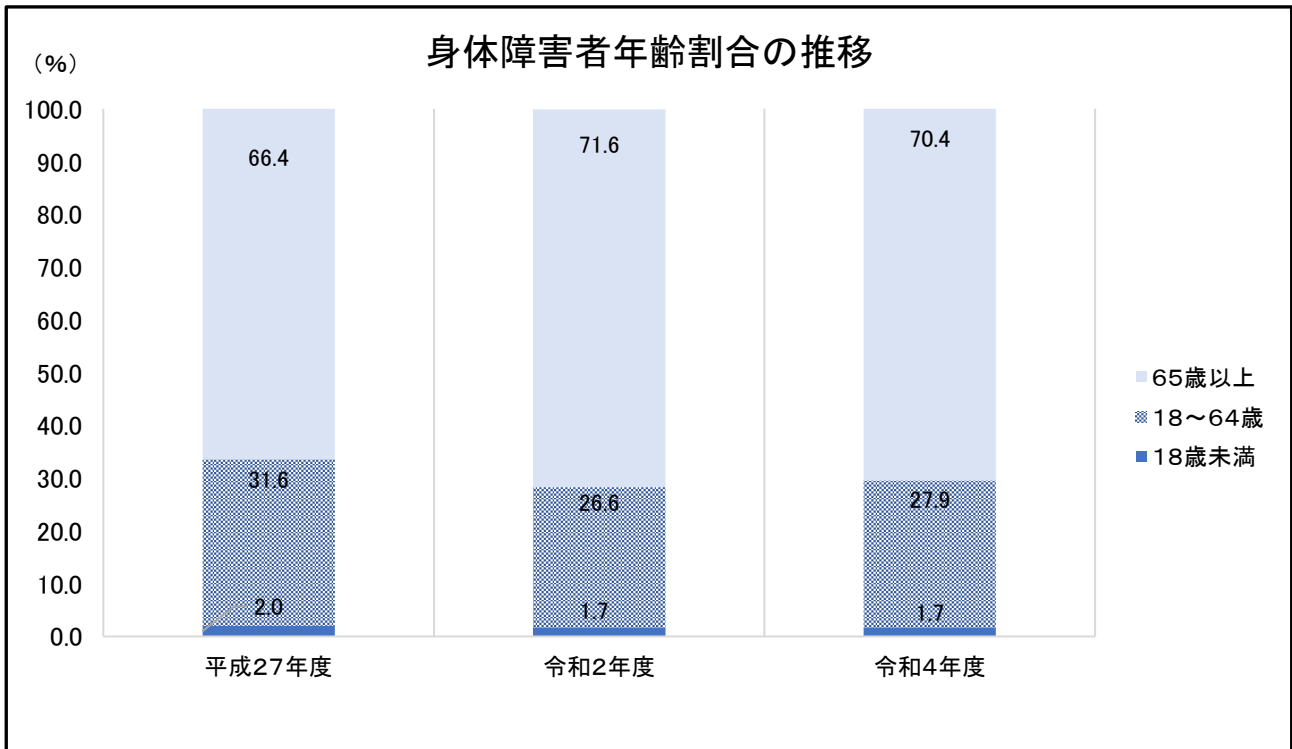
資料：地域福祉課調べ

【図一 3】



資料：地域福祉課調べ

【図一 4】



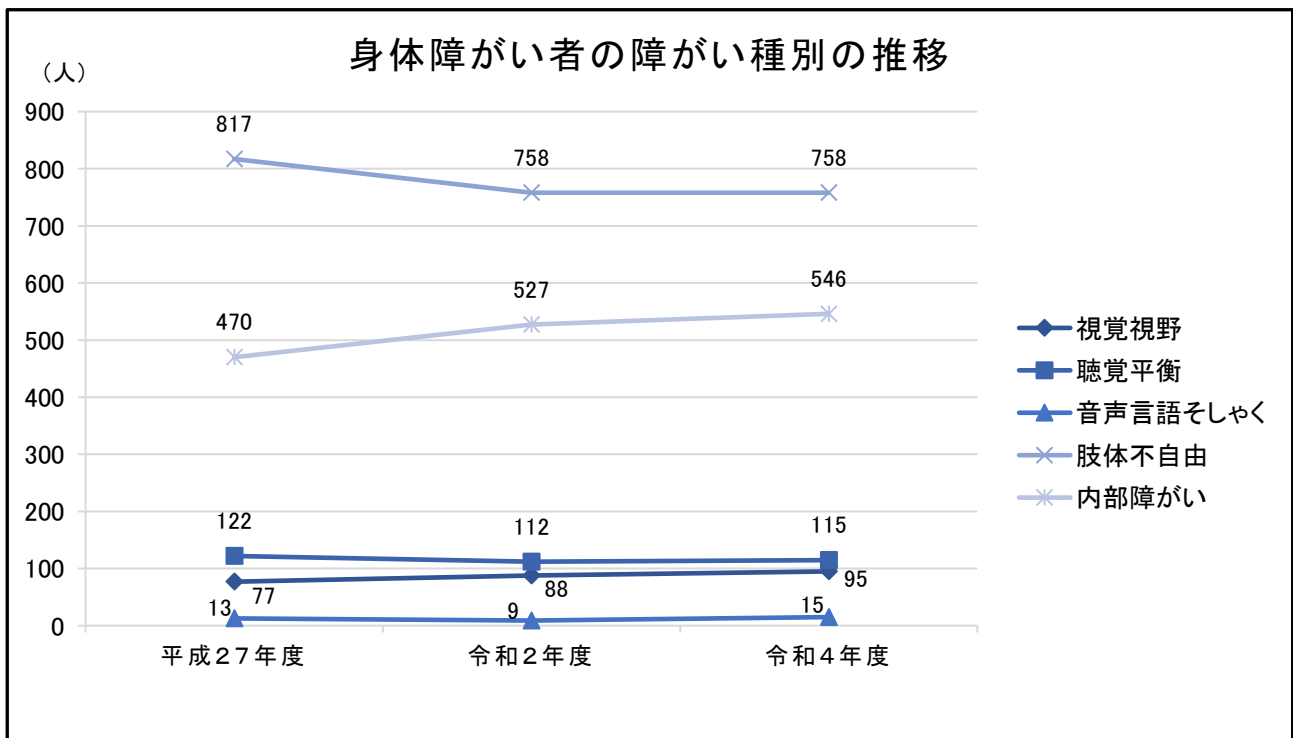
資料：地域福祉課調べ

(2) 身体障がい者の障がい種別の状況

障がい種別の人数の推移【図一5】は、令和4年度の状況を見ると肢体不自由者が758人で最も多く、身体障がい者全体の1,529人に占める割合は49.6%となっています。次いで内部障がい者が546人で35.7%、聴覚平衡障がい者が115人で7.5%、視覚視野障がい者が95人で6.2%、音声言語そしゃく障がい者が15人で1.0%の順となっています。

傾向をみると、肢体不自由者は平成27年度から令和4年度まででは減少傾向にあります。内部障がい者及び視覚視野障がい者は増加傾向を示しています。音声言語そしゃく障がい者及び聴覚平衡障がい者はほぼ横ばいとなっています。

【図一5】



資料：地域福祉課調べ

3 知的障がい者の現状

(1) 知的障がい者数の状況

療育手帳を所持している知的障がい者の推移【表－2】、【図－6】は、平成27年度は266人、令和2年は314人、令和4年度は348人と増加傾向が続いています。

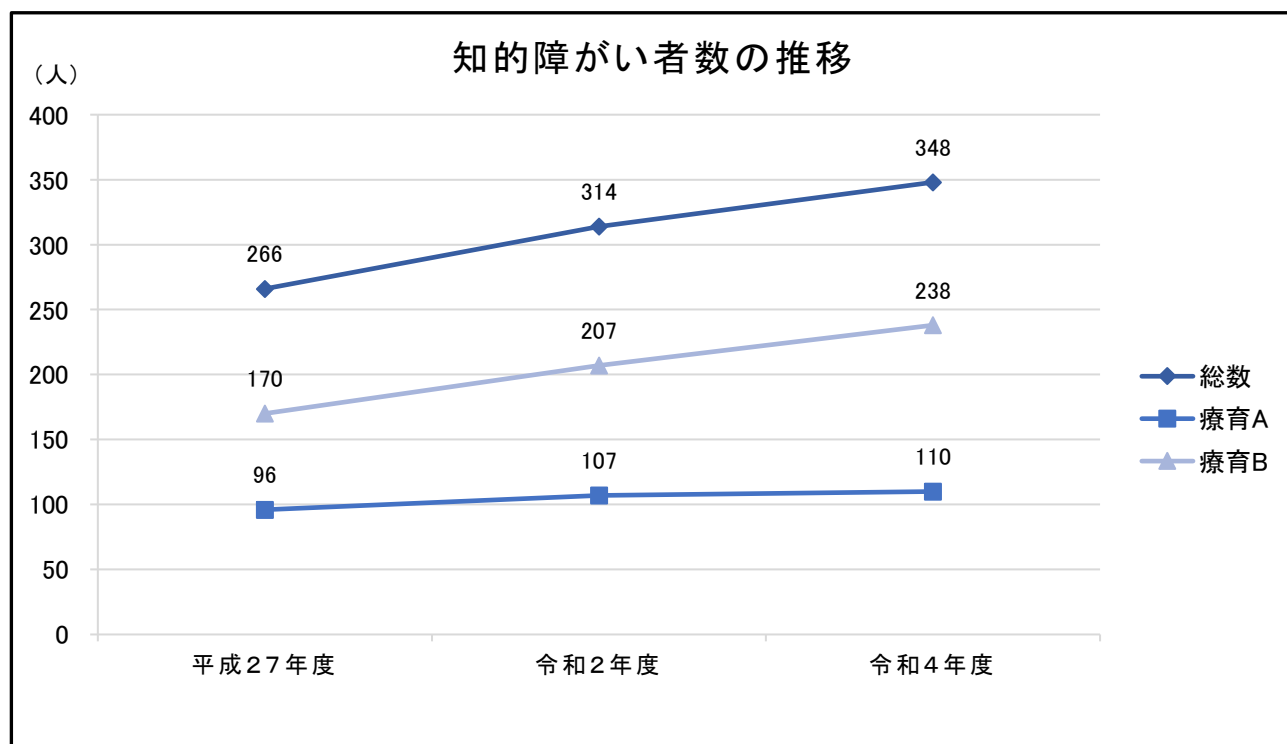
障がい程度別で見ると、平成27年度から令和4年度までに療育手帳A(重度)は14人、療育手帳B(中・軽度)は68人増加しており、療育手帳Bの所持者の増加が大きくなっています。

【表－2】 知的障がい者数（療育手帳所持者数）（人）（令和4年度末現在）

等級	18歳未満	18歳以上	計
A判定	22	88	110
B判定	66	172	238
合計	88	260	348

資料：地域福祉課調べ

【図－6】



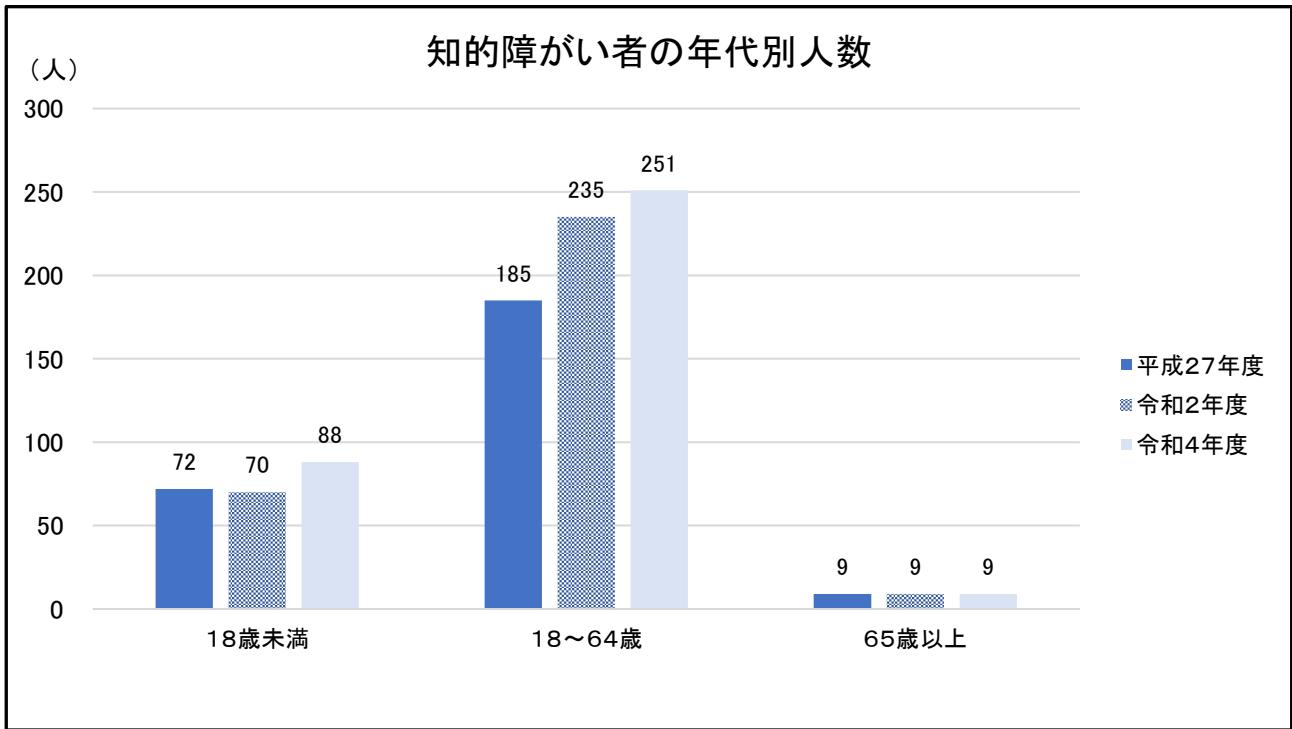
資料：地域福祉課調べ

(2) 知的障がい者の年代別の状況

年代別人数【図一七】で見ると、平成27年度から令和4年度までの7年間で18歳未満は16人、18歳以上64歳以下は73人の増加していますが、65歳以上は7人減少しています。

全体的な構成割合をみると、65歳以上の割合は少なく、65歳未満が大半を占めています。

【図一七】



資料：地域福祉課調べ

4 精神障がい者の現状

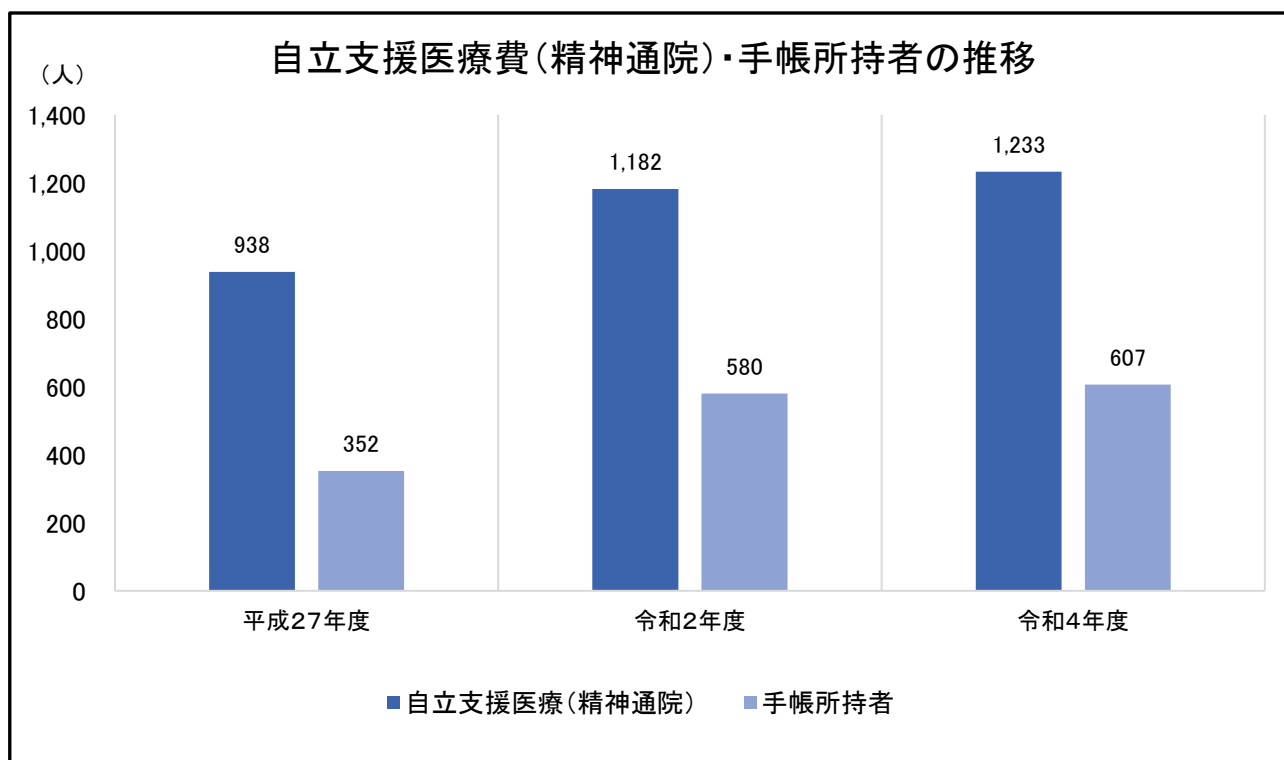
(1) 精神障がい者数の状況

自立支援医療（精神通院）を利用している方【図－8】は、平成27年度は938人、令和2年度は1,182人、令和4年度は1,233人となっており、7年間で295人の増加となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者【図－8】は、平成27年度は352人、令和4年度は607人となっており、増加傾向にあります。特に平成27年度から令和2年度まででは228人の急激な増加となっています。

自立支援医療（精神通院）と精神障害者保健福祉手帳はそれぞれ目的が異なるため、取得者数に差異が生じていますが、いずれも増加傾向にあります。

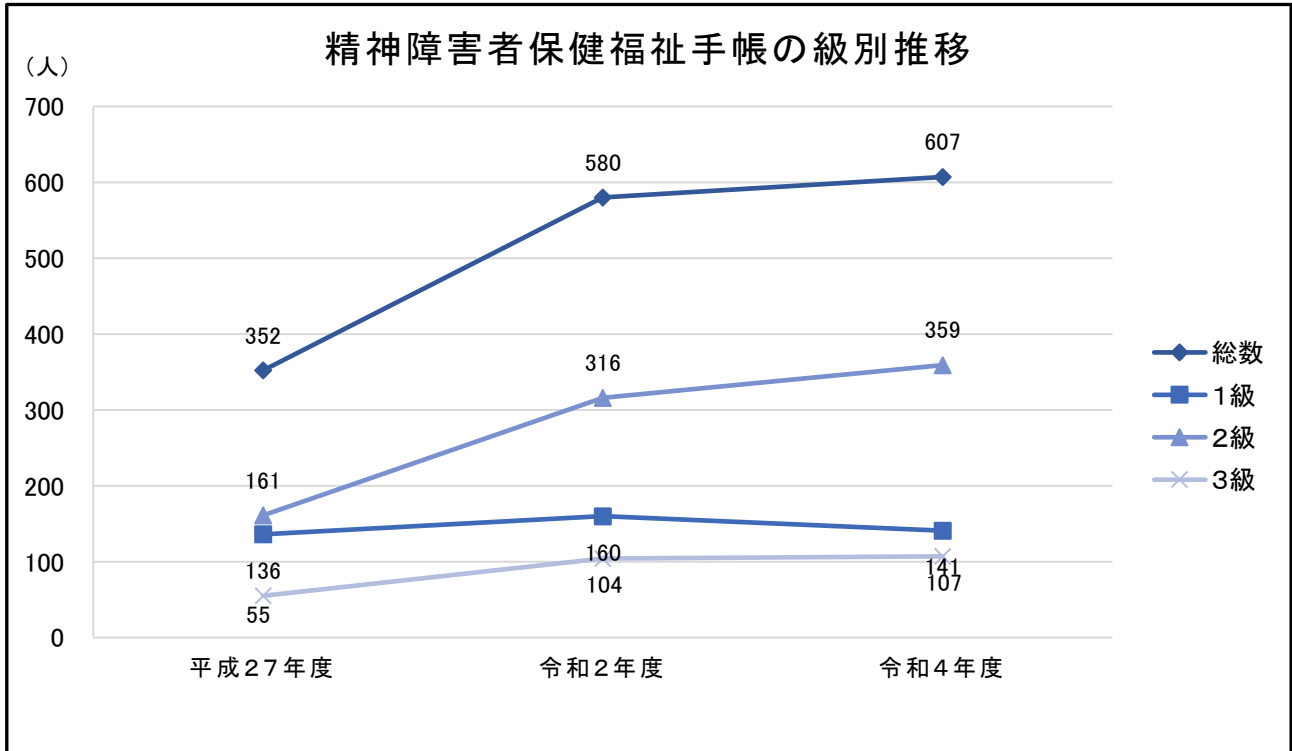
【図－8】



資料：岩手県障がい保健福祉課調べ

精神障害者保健福祉手帳の級別推移【図一 9】を見ると、平成 27 年度では 1 級と 2 級の所持者に大きな差がなかったのに対し、令和 4 年度では 2 級所持者が 2.5 倍程度にまで増加しています。また、令和 2 年度と令和 4 年度との比較では、1 級所持者が減少傾向にあります。

【図一 9】



資料：岩手県障がい保健福祉課調べ

5 難病患者の現状

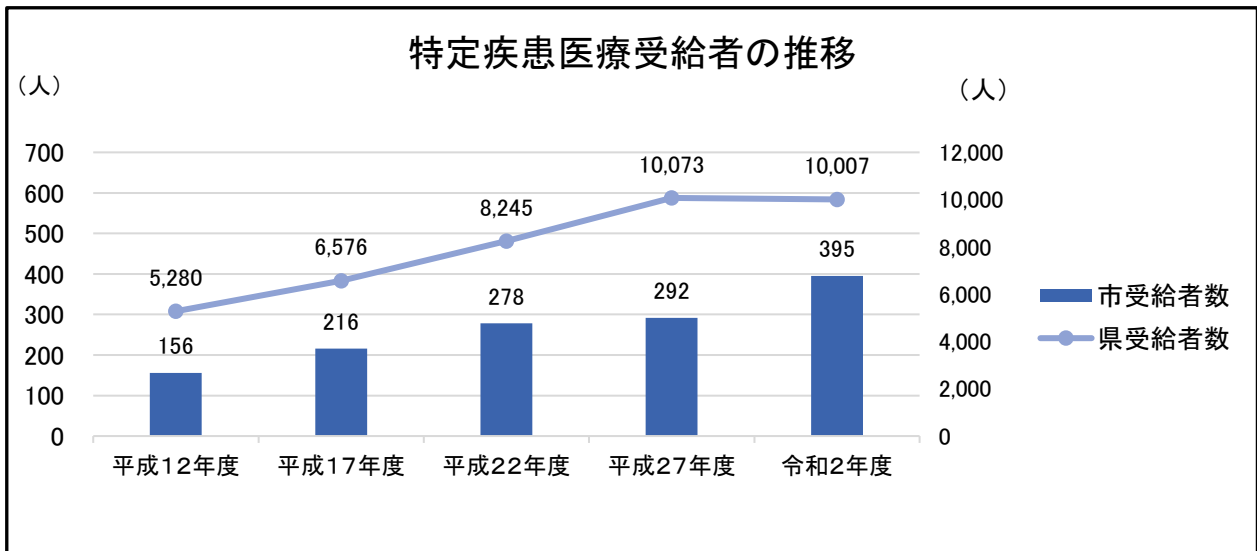
難病患者のうち特定医療費（指定難病）受給者証及び特定疾患医療受給者証を交付している状況【図—10】は、令和2年度で395人となっており、各年で増加しています。

一方で、岩手県全体としては平成27年度と令和2年度を比較すると減少しております。これは、難病法が施行され、旧制度から引き続き医療費助成を受けていた方の経過的措置が平成29年度に終了となったこと等によるものです。

また、令和2年度末の特定疾患患者の病類別を見ると、主な病類は【図—11】のとおり、潰瘍性大腸炎が58人と多く、次にパーキンソン病関連疾患が49人となっております。

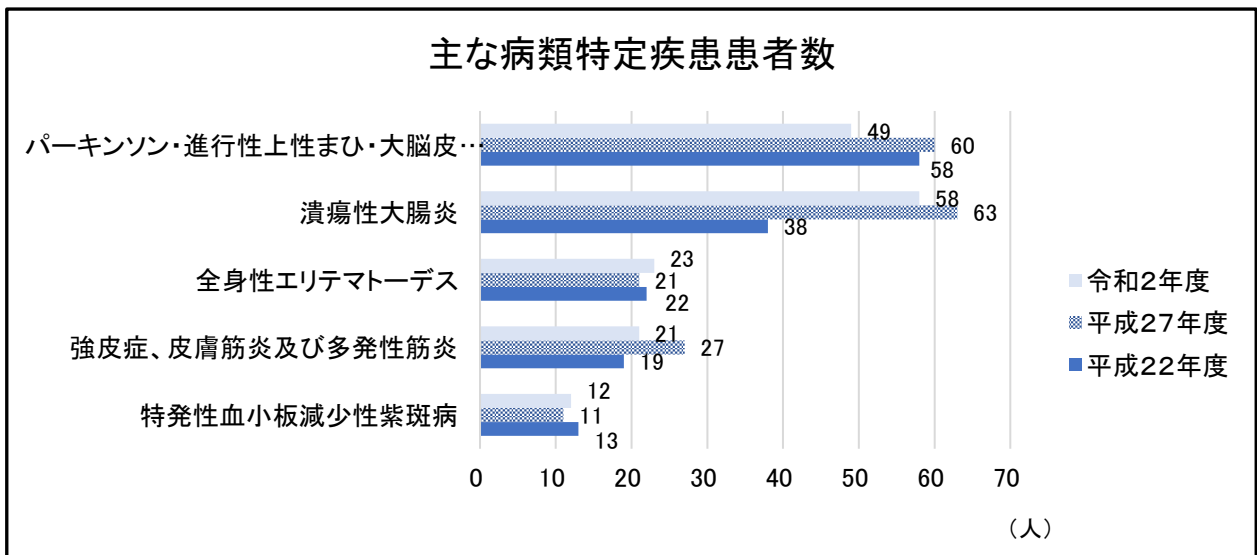
なお、平成27年1月から医療費の助成を受けられる対象疾患が拡大しています。

【図—10】



資料：地域福祉課調べ

【図—11】



資料：地域福祉課調べ

第3章 計画の基本指針（成果目標）

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

（1）現状

施設入所者は、全体として重度化及び高齢化が進んでいます。施設の退所については、退所理由としては「死亡」が多くなっておりますが、「施設からの地域移行」も増加傾向にあります。一方、施設への新たな入所希望者も増加しており、全体的に入所者数は増加傾向にあります。

市では自立支援協議会内の地域生活支援拠点整備検討ワーキンググループにおいて、地域移行の課題解決に向けた取組について検討しています。

（2）課題

当事者等団体及び事業者への調査によると、地域移行を進めるに当たって課題や配慮してほしいこととして、「地域住民や家族の理解」「受け入れ先の環境」「緊急時のサービス等の地域サービスの充実」などが多く挙げられました。

（3）取組に対する考え方

挙げられた課題等について、市では自立支援協議会内の「地域生活支援拠点整備検討ワーキンググループ」において取り上げ、効果的な取組を検討し、地域生活への移行を推進します。

（4）目標

①施設入所者数の削減

国の基本指針では、「令和8年度末の施設入所者」を、令和4年度末時点の施設入所者数から5.0%以上削減することを基本としています。

市としては、令和4年度末の入所者数が31人であり、今後も入所希望者がいることを踏まえ、国の基本指針のとおり、2人以上の削減を目指します。

②施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、「令和8年度末の自立訓練等を利用しグループホームや一般住宅等に移行する者」を、令和4年度末時点の施設入所者数の6.0%以上とすることを基本としています。

市としては、令和4年度末の入所者数が31人であり、国の基本指針のとおり、2人以上の移行を目指します。

【表-3】施設入所者の地域生活への移行

項目	数値等	備考
【目標値①】削減数	2人	令和8年度末時点の施設入所者を、令和4年度末時点の施設入所者数（31人）の【5.0%以上】削減。
【目標値②】地域生活移行者数	2人	令和8年度末時点の地域生活移行者を、令和4年度末時点の施設入所者数（31人）の【6.0%以上】移行。

2 地域生活支援の充実

(1) 現状

障がいのある人の高齢化・重度化や、「親亡き後」も見据えて、地域生活支援を推進する観点から、相談支援、緊急時の受け入れ対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの構築・強化を図るため、地域生活支援拠点の整備・推進が求められています。

市では、自立支援協議会内の地域生活支援拠点等整備検討ワーキンググループにおいて、整備に向けた検討を行い、令和6年度より地域生活支援拠点事業を実施することとしています。

(2) 課題

当事者等団体及び事業者への調査によると、地域生活支援拠点事業実施に当たっての課題として、「コーディネート機能の充実」「緊急時の受け入れ体制の確保」「医療的ケアや強度行動障がいのある方への対応」「関係機関の相互連携」「潜在的ニーズの把握」などが多く挙げられました。

(3) 取組に対する考え方

挙げられた課題等について、市では自立支援協議会内の「地域生活支援拠点整備検討ワーキンググループ」において取り上げ、支援の実績等を踏まえ、拠点事業の運用状況を検証及び検討し、拠点機能の充実を目指します。

(4) 目標

①地域生活支援拠点の数

国の基本指針では、拠点を令和8年度末までに少なくとも1か所整備することを基本としています。

市としては、令和6年度より市単独で地域生活支援拠点事業を開始することとしており、国の基本指針のとおり、1か所以上の整備（維持）を目指します。

②コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築

国の基本指針では、拠点機能の充実のため、コーディネーターの配置、障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めることを基本としています。

市としては、国の基本指針を踏まえ、令和6年度以降も「地域生活支援拠点整備検討ワーキンググループ」において、効果的な支援体制等について検討することとします。

③拠点機能充実のための検証等の実施回数

国の基本指針では、令和 8 年度末までに少なくとも 1 か所整備することとしている拠点について、その機能充実のため年 1 回以上運用状況を検証・検討することとを基本としています。

市としては、国の基本指針のとおり、「地域生活支援拠点整備検討ワーキンググループ」において、年 1 回検証・検討することとします。

④強度行動障がいをもつ障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備

国の基本指針では、令和 8 年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいをもつ方に関して、その支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本としています。

市としては、市自立支援協議会の分科会等において、国の基本指針のとおり、支援体制の整備を進めることとします。

【表 - 4】地域生活支援拠点等の数

項目	数値等	備考
【目標値①】令和 8 年度末現在の整備箇所数	1 箇所	市単独での整備
【目標値②】コーディネーター、拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築	地域生活支援拠点整備検討ワーキンググループで検討
【目標値③】拠点機能充実のため、運用状況の検証及び検討の実施回数	1 回	拠点を整備した年度から、年 1 回実施
【目標値④】強度行動障がいをもつ障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制整備	整備	自立支援協議会分科会等で検討

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 現状

市の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者は、増加傾向にあります。一方で、就労定着支援事業の利用割合は停滞しており、就労定着に向けた支援の取組が求められています。

市では、自立支援協議会内の就労支援分科会において、顔の見える関係づくりとともに就労支援に関する地域課題解決に向けた取組について検討しています。

(2) 課題

当事者等団体及び事業者への調査によると、一般就労への移行を進めるに当たっての課題として、「企業とのマッチング」「障がいの特性等職場の理解」「就職準備支援や就職後のサポート」などが多く挙げられました。

(3) 取組に対する考え方

挙げられた課題等について、市では自立支援協議会内の就労支援分科会において取り上げ、効果的な取組を検討し、一般就労への移行・定着を推進します。

(4) 目標

①一般就労への移行者数

国の基本指針では、一般就労への移行を進める観点から、「令和 8 年度中の就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じた一般就労移行者」を、令和 3 年度の一般就労移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本としています。

市としては、令和 3 年度の一般就労への移行実績は 5 人であることから、国の基本指針のとおり、令和 8 年度中に 7 人以上の一般就労移行を目指します。

②就労移行支援事業による一般就労移行者数

国の基本指針では、一般就労への移行を進める観点から、「令和 8 年度中の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者」を、令和 3 年度の一般就労移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本としています。

市としては、当該事業を通じた令和 3 年度の一般就労への移行実績は 4 人であることから、国の基本指針のとおり、令和 8 年度中に 5 人以上の一般就労移行を目指します。

③一般就労移行者の割合が 5 割以上の就労移行支援事業所の割合

国の基本指針では、一般就労への移行を進める観点から、「就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行したものの割合が 5 割以上の事業所の割合」を、全体の 5 割以上とすることを基本としています。

市としては、国の基本指針を踏まえ、事業実施事業者のうち一般就労移行者の割合が 5 割以上となる事業者の割合について、全体の 50% 以上を目指します。

④就労継続支援 A 型事業による一般就労移行者数

国の基本指針では、一般就労への移行を進める観点から、「令和 8 年度中の就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労移行者」を、令和 3 年度の一般就労移行実績の 1.29 倍以上とすることを基本としています。

市としては、当該事業を通じた令和 3 年度の一般就労への移行実績は 1 人であることから、国の基本指針のとおり、令和 8 年度中に 2 人以上の一般就労移行を目指します。

⑤就労継続支援 B 型事業による一般就労移行者数

国の基本指針では、一般就労への移行を進める観点から、「令和 8 年度中の就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労移行者」を、令和 3 年度の一般就労移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本としています。

市としては、当該事業を通じた令和 3 年度の一般就労への移行実績は 0 人ありますが、国の基本指針を踏まえ、令和 8 年度中に 1 人以上の一般就労移行を目指します。

⑥就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針では、一般就労への定着も重要であるとの観点から、「令和 8 年度中の就労定着支援事業の利用者数」を、令和 3 年度の利用実績の 1.41 倍以上とすることを基本としています。

市としては、当該事業の令和 3 年度の利用実績が 0 人ありますが、国の基本指針を踏まえ、令和 8 年度中に 2 人以上の利用を目指します。

⑦就労定着支援事業の就労定着率 7 割以上の事業所の割合

国の基本指針では、一般就労への定着も重要であるとの観点から、「就労定着支援事業の就労定着率が 7 割以上の事業所」を、全体の 2 割 5 分以上とすることを基本としています。

市としては、国の基本指針のとおり、事業実施事業者のうち定着率が 7 割以上となる事業者の割合について、全体の 25% 以上を目指します。

【表－５】福祉施設から一般就労への移行等

項 目	目標数値	備 考
【目標値①】令和 8 年度中の就労移行支援事業等利用者の一般就労移行者数	7 人	令和 8 年度中に就労移行支援事業等を利用し、一般就労に移行する者の数 【令和 3 年度実績（5 人）の 1.28 倍】
【目標値②】令和 8 年度中の就労移行支援事業利用者の一般就労移行者数	6 人	令和 8 年度中に就労移行支援事業を利用し、一般就労に移行する者の数 【令和 3 年度実績（4 人）の 1.31 倍】
【目標値③】令和 8 年度中の一般就労移行者の割合が 5 割以上の就労移行支援事業所の割合	50 %	令和 8 年度の事業実施事業者のうち、一般就労移行者の割合が 5 割以上となる事業者の割合
【目標値④】令和 8 年度中の就労継続支援 A 型事業利用者の一般就労移行者数	2 人	令和 8 年度中に就労継続支援 A 型事業を利用し一般就労する者の数 【令和 3 年度実績（1 人）の 1.29 倍】 ※目標は実数「1」とする。
【目標値⑤】令和 8 年度中の就労継続支援 B 型事業利用者の一般就労移行者数	1 人	令和 8 年度中に就労継続支援 B 型事業を利用し一般就労する者の数 【令和 3 年度実績（0 人）の 1.28 倍】 ※目標は実数「1」とする。
【目標値⑥】令和 8 年度中の就労定着支援事業の利用者数	2 人	令和 8 年度中の就労定着支援事業利用者数 【令和 3 年度実績（0 人）の 1.41 倍】 ※目標は実数「2」とする。
【目標値⑦】就労定着支援事業の定着率 7 割以上の事業所の割合	25 %	過去 6 年間において就労定着支援事業を修了した者のうち、雇用された事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合が 7 割以上の事業所の割合。

4 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 現状

市の18歳未満の人口は減少傾向にありますが、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の利用児童は、年々増加しています。近年では、発達障がいやその疑いのあるこどもが増加しており、今後さらなる支援体制の充実が求められています。

市では、自立支援協議会内のこども支援分科会において、研修等による人材育成やグループワーク等により地域課題の共有と連携強化の取組等を実施しています。

(2) 課題

当事者等団体及び事業者への調査によると、障がい児支援を進めるに当たっての課題として、「人員・人材の確保と育成」「インクルージョンの推進」「教育と福祉の連携」「早期療育の仕組み」などが多く挙げられました。

(3) 取組に対する考え方

挙げられた課題等について、市では自立支援協議会内のこども支援分科会において取り上げ、以下の目標中に掲げたような効果的な取組を検討し、障がい児への支援を推進します。

(4) 目標

①児童発達支援センターの設置

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本としています。

市としては、前計画において検討してまいりましたが、設置には至りませんでした。令和6年度に創設するこども家庭センターや市内の事業所と協議、検討しながら、単独での設置を基本とし、令和8年度末までに、1箇所の設置を目指します。

②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制構築

国の基本指針では、令和8年度末までに全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築することを基本としています。

市としては、保育所等訪問支援の活用により、障がい児通所支援事業所などが保育所（園）や認定こども園、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制の構築を目指します。

③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保すること

を基本としています。

市としては、前計画において検討してまいりましたが、市単独での確保には至りませんでした。重症心身障がい児が、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるよう、市内の事業所と協議及び検討を図りながら支援体制の充実に努めてまいりますが、現状は、市単独での設置は困難なことから、広域での確保を基本とし1箇所以上の確保を目指します。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、様々な調整を担う医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

市としては、盛岡広域圏で協議の場を設置したほか、市基幹相談支援センターに医療的ケア児等に関するコーディネーターを1人配置しています。現状の支援体制を維持していくと同時に、引き続き市内の事業所と協議及び検討していきます。

【表－6】障がい児支援の提供体制の整備等

項 目	目標数値	備 考
【目標値①】令和8年度末までに、児童発達支援センターを設置	1箇所	滝沢市単独で設置
【目標値②】令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制構築	1箇所	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
【目標値③】令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保	1箇所	広域で設置
【目標値③】令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を設置	1箇所	広域で設置
【目標値④】令和5年度末までに、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1箇所	広域で設置
【目標値④】令和5年度末までに、医療的ケア児に関して配置するコーディネーターの数	1名	市単独で設置

5 相談支援体制の充実・強化

(1) 現状

相談支援においては、相談内容が複雑化・多様化している中、適切に状況等を把握し、専門的な知識による適切な対応が求められています。

市では自立支援協議会内の相談支援分科会において、人材育成支援や連携強化の取組を実施しています。

(2) 課題

当事者等団体及び事業者への調査によると、相談支援体制の充実・強化を進めるに当たっての課題として、「人員・人材の確保と育成」「横のつながり」「セルフプランの増加」などが多く挙げられました。

(3) 取組に対する考え方

挙げられた課題等について、市では自立支援協議会内の相談支援分科会において取り上げ、効果的な取組を検討し、相談支援体制の充実・強化を推進します。

(4) 目標

① 基幹相談支援センターの設置

国の基本指針では、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することとしています。

市としては、地域福祉課が直営する基幹相談支援センターの設置を継続しつつ、地域の相談支援事業所と連携し、相談支援体制の充実・強化を目指します。

② 地域の相談支援体制の強化を図る体制確保

国の基本指針では、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することとしています。

市としては、基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援事業所と連携しながら、相談支援分科会において、相談支援体制の強化を図る取組を実施することを目指します。

③ 個別事例検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う協議会の体制確保

国の基本方針では、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することとしています。

市としては、相談支援分科会において、個別事例の検討を実施し、地域サービス基盤の開発・改善等を行う協議会の体制確保を目指します。

【表－7】相談支援体制の充実・強化の取組

項目	目標等	備考
【目標値①】基幹相談支援センターの設置	設置	市単独での確保
【目標値②】地域の相談支援体制の強化を図る体制確保	確保	自立支援協議会相談支援分科会
【目標値③】個別事例検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う協議会の体制確保	確保	自立支援協議会相談支援分科会

6 障がい福祉サービス等の質の向上

国の基本指針では、令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本としています。

市としては、県等が主催する事務担当者向けの研修会などに積極的に参加するとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などを通じ、国の基本指針のとおり、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する実施体制を構築します。

【表－8】障がい福祉サービス等の質の向上に関する取組

項目	目標等	備考
【目標値】令和8年度末における、障がい福祉サービス等の質を向上させる取組の実施体制の構築状況	構築	滝沢市単独での構築

第4章 計画の活動指標

本章では、指定障がい福祉サービス及び指定相談支援について、第6期障がい福祉計画の実績、現在の利用者及び新規利用者のニーズ、事業者の社会資源や新事業体系への移行及び基盤整備の状況等を踏まえて、令和8年度までの各年度における見込量を推計します。なお、表中の「時間分」は平均的な月間のサービス提供時間数、「人日分」は「月間の利用者数」×「一人一月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量を示しています。

また、障がい福祉サービス受給者証が発行されている人数は、令和4年度末で415人、そのうち18歳未満の障がい児で発行されている人数は122人となっています。

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	36	39	41	43
	時間分	985	1,022	1,078	1,138
事業の実施に関する考え方	地域で生活する障がいのある人に、居宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談など生活全般にわたり支援します。				
見込量確保のための方策	市内及び近隣市町の事業者により必要量は概ね確保できていますが、効率的なサービスの提供や、より身近で支援を受けられるよう、関係機関及び事業者と連携しサービスの向上を図り、地域で生活する上で必要なサービス量の確保に努めます。				

(2) 重度訪問介護

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	2	4	4	5
	時間分	201	577	685	814
事業の実施に関する考え方	重度の身体障がい、知的障がい及び精神障がいがある人で常時介護を要する人に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護並びに生活等に関する相談など生活全般にわたる支援並びに外出時における移動中の介護を総合的に支援します。				
見込量確保のための方策	障がいの特性に応じた質の高いサービスの提供と、在宅での生活を可能にするため、関係機関や事業者と連携しサービスの向上を図ります。				

(3) 同行援護

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	4	4	4	5
	時間分	68	73	76	80
事業の実施に関する考え方	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し移動に必要な情報提供と援護、その他外出時の必要な支援をします。				
見込量確保のための方策	障がいの特性に応じた質の高いサービスを提供するため、関係機関や事業者と協力してサービスの向上を図ります。				

(4) 行動援護

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	0	1	1	1
	時間分	0	8	8	8
事業の実施に関する考え方	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護を要する人が、行動する際に生じる危険を回避するために、必要な援護、外出時における移動中の排せつ及び食事等の介護その他行動する際の必要な支援をします。				
見込量確保のための方策	障がいの特性に応じた質の高いサービスを提供するため、関係機関や事業者と協力してサービスの向上を図ります。				

(5) 重度障害者等包括支援

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0
事業の実施に関する考え方	常時介護を要する障がいのある人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、居宅介護等の障がい福祉サービスを包括的に提供し支援します。				
見込量確保のための方策	重度の障がいのある人のニーズ（夜間及び土日の支援、医療との連携等）に対応できる事業者について、継続して情報の収集と提供を行っていきます。				

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	108	115	121	127
	人日分	2,167	2,335	2,450	2,571
事業の実施に関する考え方	常に介護を必要とする障がいのある人に、昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供などの支援をします。				
見込量確保のための方策	昼間において、質の高い介護と日中活動の場を提供するため、関係機関や事業者と協力しサービスの向上を図ります。				

(2) 自立訓練（機能訓練）

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	0	0	0	1
	人日分	0	0	0	20
事業の実施に関する考え方	入所施設の退所者や病院の退院者、学校等の卒業者等で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため支援を必要とする障がいのある人に対し、地域生活ができるよう身体機能の維持や回復等のための支援をします。				
見込量確保のための方策	制度の周知を図り、また利用者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と協力し必要なサービス見込量の確保に努めます。				

(3) 自立訓練（生活訓練）

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	21	13	13	12
	人日分	391	247	247	230
事業の実施に関する考え方	入所施設の退所者や病院の退院者、学校等の卒業者等で、生活能力の維持・向上等のため支援を必要とする障がいのある人に対し、地域生活ができるよう生活能力の維持や向上等のための支援をします。				
見込量確保のための方策	制度の周知を図り、また利用者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と協力し必要なサービス見込量の確保に努めます。				

(4) 就労選択支援

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数				0
事業の実施に関する考え方	障がいのある方が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援をします。				
見込量確保のための方策	令和7年度から施行予定の新たなサービスです。就労移行支援や就労継続支援 A・B 型の利用実績及び地域事業者の意向等を勘案し、見込み量を定め、確保に努めます。				

(5) 就労移行支援

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	14	10	10	10
	人日分	283	211	211	211
事業の実施に関する考え方	一般企業等への就労を希望する障がいのある人に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、適性にあった職場探しや就労後の職場定着の支援をします。				
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と協力しサービスの向上及び必要なサービス見込量の確保に努めます。				

(6) 就労継続支援 (A型)

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	43	45	46	47
	人日分	833	856	873	891
事業の実施に関する考え方	一般企業等での就労が困難な障がいのある人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、受入れ企業の開拓等、一般就労に向けた支援をします。				
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と協力しサービスの向上及び必要なサービス見込量の確保に努めます。				

(7) 就労継続支援 (B型)

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	146	162	170	178
	人日分	2,636	2,885	3,018	3,158
事業の実施に関する考え方	一般企業等での就労が困難な障がいのある人に対し、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援をします。				
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と協力しサービスの向上及び必要なサービス見込量の確保に努めます。				

(8) 就労定着支援

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	2	2	3	4
事業の実施に関する考え方	一般就労へ移行した障がいのある人が、就労に伴い生じる生活面の課題に対応できるよう企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。				
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応するため、関係機関や医療機関と協力し必要なサービスの向上に努めます。				

(9) 療養介護

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	8	9	9	9
事業の実施に関する考え方	医療と常時介護を必要とする障がいのある人に対し、医療機関において、機能訓練、療養上の管理・看護、介護及び日常生活の支援をします。				
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応するため、関係機関や医療機関と協力し必要なサービスの向上に努めます。				

(10) 短期入所

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	13	17	18	19
	人日分	112	162	171	180
事業の実施に関する考え方	地域で生活する障がいのある人に対し、介護する人が病気等の場合に、施設への短期間の入所による入浴、排せつ及び食事等の介護、その他必要な支援をします。施設等において実施する福祉型と、病院等において実施する医療型があります。				
見込量確保のための方策	緊急時の対応や介護者の負担軽減等、また重度の障がいのある人の受入れ・対応が可能な事業者の確保に努めます。また、医療機関のレスパイト事業も含め、情報の収集と提供を行っていきます。				

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数		0	0	0
事業の実施に関する考え方	施設等から一人暮らしに移行した障がいのある人に対し、日常生活における課題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。				
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と協力しサービスの向上及び必要なサービス見込量の確保に努めます。				

(2) 共同生活援助

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数		68	79	86
事業の実施に関する考え方	単身での生活に不安がある障がいのある人に対し、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。また、関係機関や事業者と連携しサービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	グループホームの設置数は増加していますが、障がい種別、性別などからみると、不足している状況でもあります。施設入所者や退院可能な精神障がい者の地域移行を促進するために、事業者と情報共有し入居先確保のための調整を図っていきます。				

(3) 施設入所支援

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数		34	31	30
事業の実施に関する考え方	障害者支援施設に入所する人に対して、夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談、その他の日常生活上の支援をします。また、質の高い介護等の支援を行うため、関係機関や事業者と連携しサービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	施設入所待機者及び既存の入所者のニーズと地域移行の状況等を見ながら、引き続き必要な支援が受けられるよう関係者との調整を図っていきます。				

(4) 地域生活支援拠点の整備

見込量 (年間)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	設置箇所数	0	1	1	1
	評価回数	1	1	1	1
事業の実施に関する考え方	障がいのある人の高齢化や親亡き後を見据え、相談支援、体験の機会及び場の確保、緊急時の受入、地域の体制づくりなどを整え、地域生活支援を推進します。				
見込量確保のための方策	市自立支援協議会のワーキンググループにおいて、市内の事業者と協議を行いながら事業を実施するとともに、実施状況等の評価を行い、適切な対応に努めます。				

4 相談支援

(1) 計画相談支援

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	72	88	97	105
事業の実施に関する考え方	障がいのある人の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービス等利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。				
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と協力し必要なサービス見込量の確保に努めます。				

(2) 地域移行支援

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	0	0	0	1
事業の実施に関する考え方	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者、その他、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人の地域移行を推進するため、住居の確保やその他の地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。				
見込量確保のための方策	退所・退院可能な施設入所者や精神障がい者に対して周知を行い、地域移行に向けた利用促進を図ります。				

(3) 地域定着支援

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数		0	0	0
事業の実施に関する考え方	居宅において単身生活する障がい者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。				
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と協力し必要なサービス見込量の確保に努めます。また、緊急時に対応するための支援体制を整備できるよう、関係機関や事業者と協力し、制度の促進を図ります。				

5 障害児通所支援・障害児相談支援（児童福祉法に基づく障がい児の支援）

(1) 児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	25	26	28	30
	人日分	199	225	242	261
事業の実施に関する考え方	未就学の障がい児や発達の遅れ(疑い)がある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与、又は集団生活への適応のための訓練を提供していきます。				
見込量確保のための方策	障がい児や保護者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と協力しサービスの向上及び必要なサービス見込量の確保に努めます。				

(2) 医療型児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	1	0	0	0
	人日分	12	0	0	0
事業の実施に関する考え方	上肢・下肢又は体幹機能に障がいのある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与、又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供していきます。				
見込量確保のための方策	障がい児や保護者のニーズに対応できる事業者について、情報の収集と提供を行っていきます。				

(3) 放課後等デイサービス

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	80	98	106	114
	人日分	1,131	1,342	1,448	1,563
事業の実施に関する考え方	<p>学校通学中の障がい児に対し、放課後又は夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うことにより、学校教育と相まって障がい児の自立促進とともに、放課後等の居場所づくりをします。</p>				
見込量確保のための方策	<p>障がい児や保護者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と協力しサービスの向上及び必要なサービス見込量の確保に努めます。</p>				

(4) 保育所等訪問支援

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	2	4	6	8
	人日分	2	5	7	10
事業の実施に関する考え方	<p>保育所・幼稚園・小学校等に通う障がい児、又は今後通う予定の障がい児について、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。</p>				
見込量確保のための方策	<p>障がい児や保護者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と協力しサービスの向上及び必要なサービス見込量の確保に努めます。</p>				

(5) 居宅訪問型児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0
事業の実施に関する考え方	<p>重度の障がい等のため、外出が著しく困難な障がい児を対象に居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。</p>				
見込量確保のための方策	<p>障がい児や保護者のニーズに対応できる事業者について、情報の収集と提供を行っていきます。</p>				

(6) 障害児相談支援

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数		22	33	38
事業の実施に関する考え方	障がい児の心身の状況、その置かれている環境や当該障がい児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、関係者との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。				
見込量確保のための方策	障がい児や保護者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と協力し必要なサービス見込量の確保に努めます。				

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

見込量 (年間)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	配置人数		1	1	1
事業の実施に関する考え方	令和8年度末までに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも1名配置します。				
見込量確保のための方策	医療的ケア児のニーズに対応するため、関連機関や事業者との調整を図っていきます。				

6 発達障がい者に対する支援

(1) パARENTトレーニングやPARENTプログラム等の支援プログラム等の受講

見込量 (年間)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	受講者数	0	0	0	5
	実施者数		0	0	1
事業の実施に関する考え方	障がい児(者)に限らず、支える家族も必要な知識等を身に付ける「PARENTトレーニング」や、支援者が効果的支援を行えるようになるための「PARENTプログラム」を実施する上で必要な環境を整えます。				
見込量確保のための方策	実施に向けてトレーニング等の内容や、実施するために必要な環境を整備していきます。なお、実施に向けて事業所等への委託や広域による実施の可能性も含めて検討します。				

(2) PARENTメンターの配置

見込量 (年間)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	配置人数	0	0	0	1
事業の実施に関する考え方	同じ目線で障がい児(者)をサポートする「PARENTメンター」の養成及び実施するための環境を整えます。				
見込量確保のための方策	メンターの養成のほか、コーディネートする人材も欠かさないことから、実施に向けた環境を整備していきます。なお、実施に向けて関係機関等への委託や広域による実施の可能性も含めて検討します。				

(3) ピアサポートの活動への参加

見込量 (年間)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	参加者数	0	0	0	1
事業の実施に関する考え方	同じ立場の障がい児(者)同士が交流したり、互いに支え合ったりする場である「ピアサポート」を実施するための環境を整えます。				
見込量確保のための方策	実施する際の運営主体や行政の関わり方等について、検討します。				

7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催

見込量 (年間)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	開催回数	0	1	1	1
事業の実施に関する考え方	様々なケースに適切に対応するためには、保健、医療及び福祉関係者による重層的な連携が必要となることから、関係者間による協議の場を設けます。				
見込量確保のための方策	市自立支援協議会相談支援分科会を協議の場に充てて、保健、医療及び福祉関係者等による協議を行っていきます。				

(2) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加

見込量 (年間)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	参加者数	0	7	7	7
事業の実施に関する考え方	様々なケースに適切に対応するためには、保健、医療及び福祉関係者による重層的な連携が必要となることから、関係者間による協議の場を設けます。				
見込量確保のための方策	市自立支援協議会相談支援分科会を協議の場に充てて、保健、医療及び福祉関係者等のほか、当事者やその家族等も含め具体的な協議を行っていきます。				

(3) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施

見込量 (年間)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	実施回数	0	1	1	1
事業の実施に関する考え方	様々なケースに適切に対応するためには、保健、医療及び福祉関係者による重層的な連携が必要となることから、関係者間による協議の場を設けます。				
見込量確保のための方策	適切な支援体制を維持するためには、その取組内容を確認し、改善していくことが必要となることから、協議の場において毎年度1回、評価して次年度にいかします。				

(4) 精神障がい者の地域移行

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	0	0	0	1
事業の実施に関する考え方	精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進するため、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。				
見込量確保のための方策	精神障がい者に対して周知を行い、地域移行に向けた利用促進を図ります。				

(5) 精神障がい者の地域定着

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	0	0	0	1
事業の実施に関する考え方	居宅において単身生活する精神障がい者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、精神障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。				
見込量確保のための方策	市自立支援協議会相談支援分科会において、精神障がい者も含めた内容の協議を行い、地域定着を進めます。				

(6) 精神障がい者の共同生活援助

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	0	37	39	41
事業の実施に関する考え方	単身での生活に不安がある精神障がいのある人に対し、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。また、関係機関や事業者と連携しサービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	グループホームの設置数は増加していますが、障がい種別、性別などからみると、不足している状況でもあります。施設入所者や退院可能な精神障がい者の地域移行を促進するために、事業者と情報共有し入居先確保のための調整を図っていきます。 ※今回の計画から集計方法を変更しています。				

(7) 精神障がい者の自立生活援助

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数		0	0	0
事業の実施に関する考え方	施設を利用していた精神障がいのある人が一人暮らしをはじめたときに、日常生活における課題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。				
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と協力しサービスの向上及び必要なサービス見込量の確保に努めます。				

(8) 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）

サービス見込量 (月間量)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数			18	19
事業の実施に関する考え方	精神障がいのある人に対し、地域生活ができるよう生活能力の維持や向上等のための支援をします。				
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応するため、関係機関や事業者と協力しサービスの向上及び必要なサービス見込量の確保に努めます。				

8 相談支援体制の充実・強化のための取組

(1) 基幹相談支援センターの設置

見込量 (年間)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	設置有無		有	有	有
事業の実施に関する考え方	地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを設置します。				
見込量確保のための方策	市地域福祉課が直営している基幹相談支援センターの持続的な運営のため、地域の相談支援事業所と連携し、相談支援体制の充実・強化に努めます。				

(2) 総合的・専門的な相談支援の実施

見込量 (年間)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	実施有無	有	有	有	有
事業の実施に関する考え方	相談者の状況等を的確に把握し、専門的な知識による適切な対応が必要であることから、必要に応じて状況を共有する場を確保していきます。				
見込量確保のための方策	自立支援協議会相談支援分科会において、事業者間の情報共有等を行い、総合的・専門的な相談支援に努めます。				

(3) 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言

見込量 (年間)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	助言件数	11	6	6	6
事業の実施に関する考え方	相談者の状況等を的確に把握し、専門的な知識による適切な対応が必要であることから、専門的立場からの指導・助言等を共有する場を確保していきます。				
見込量確保のための方策	自立支援協議会相談支援分科会において、事業者間の意見交換や専門的立場への意見聴取等を行っていきます。				

(4) 地域の相談支援事業者の人材育成の支援

見込量 (年間)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	支援件数	3	2	2	2
事業の実施に関する考え方	相談者の状況等を的確に把握し、専門的な知識による適切な対応が必要であることから、またサービスを持続的に提供するため、過去の経験等に基づく情報の共有を行う場を確保していきます。				
見込量確保のための方策	自立支援協議会相談支援分科会において、事業者間の情報共有等により、人材育成を行っていきます。				

(5) 地域の相談機関との連携強化の取組の実施

見込量 (年間)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	実施回数	4	2	2	2
事業の実施に関する考え方	相談者の状況等を的確に把握し、専門的な知識による適切な対応が必要であることから、様々な関係者が情報を共有し、連携するための場を確保していきます。				
見込量確保のための方策	自立支援協議会相談支援分科会において、事業者間の情報共有と連携強化等に努めます。				

(6) 個別事例の支援内容の検証

見込量 (年間)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	実施回数		1	1	1
事業の実施に関する考え方	相談者の状況等を的確に把握し、専門的な知識による適切な対応が必要であることから、様々な関係者が情報を共有し、連携するための場を確保していきます。				
見込量確保のための方策	自立支援協議会相談支援分科会において、個別事例の支援内容の検証を行っていきます。				

(7) 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置

見込量 (年間)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	実施回数		0	0	0
事業の実施に関する考え方	専門的な知識による適切な対応が必要であることから、専門的立場からの指導・助言等を行う主任相談支援専門員の配置を検討していきます。				
見込量確保のための方策	現状は基幹相談支援センターに主任相談支援専門員の配置はされておりません。地域の相談支援事業所と連携しながら、主任相談支援専門員の配置に向けた取組について検討していきます。				

(8) 相談支援事業所の参画による事例検討

見込量 (年間)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	実施回数		2	2	2
	参加事業者・機関数		4	4	4
事業の実施に関する考え方	相談者の状況等を的確に把握し、専門的な知識による適切な対応が必要であることから、様々な関係者が情報を共有し、連携するための場を確保していきます。				
見込量確保のための方策	自立支援協議会相談支援分科会において、相談支援事業所の参画による事例検討を行っていきます。				

(9) 専門部会の設置

見込量 (年間)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	設置数		1	1	1
	実施回数		12	12	12
事業の実施に関する考え方	地域課題の共有、課題解決に向けた取組の検討、地域ネットワークの形成等を目的に、自立支援協議会内に相談支援分科会の設置を維持します				
見込量確保のための方策	引き続き、自立支援協議会相談支援分科会を設置し、月に1回程度の活動を行っていきます。				

9 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

(1) 障がい福祉サービス等に係る各種研修の参加

見込量 (年間)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	参加人数		5	2	2
事業の実施に関する考え方	障がい福祉サービス等を持続的に提供し、また制度改正に適切に対応できるよう、関係する職員等の知識の向上と、提供するサービスの質の向上を図ります。				
見込量確保のための方策	岩手県等が主催する事務担当者向けの研修会などを計画的に活用し、障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。				

(2) 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

見込量 (年間)	年度	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	実施有無	無	有	有	有
	実施回数	0	1	1	1
事業の実施に関する考え方	障がい福祉サービス等を持続的に提供し、また制度改正に適切に対応できるよう、関係する職員等の知識の向上と、提供するサービスの質の向上を図ります。				
見込量確保のための方策	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などを通じ、障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。				

10 サービス種類ごとの見込量総括表

○ 訪問系サービス

種類	単位		4年度 実績	見込量		
				6年度	7年度	8年度
居宅介護	人	月	36	39	41	43
	時間		985	1,022	1,078	1,138
重度訪問介護	人	月	2	4	4	5
	時間		201	577	685	814
同行援護	人	月	4	4	4	5
	時間		68	73	76	80
行動援護	人	月	0	1	1	1
	時間		0	8	8	8
重度障害者等包括支援	人	月	0	0	0	0
	時間		0	0	0	0

○ 日中活動系サービス

種類	単位		4年度 実績	見込量		
				6年度	7年度	8年度
生活介護	人	月	108	115	121	127
	人日分		2,167	2,335	2,450	2,571
自立訓練（機能訓練）	人	月	0	0	0	1
	人日分		0	0	0	20
自立訓練（生活訓練）	人	月	21	13	13	12
	人日分		391	247	247	230
就労選択支援	人	月			0	1
就労移行支援	人	月	14	10	10	10
	人日分		283	211	211	211
就労継続支援（A型）	人	月	43	45	46	47
	人日分		833	856	873	891
就労継続支援（B型）	人	月	146	162	170	178
	人日分		2,636	2,885	3,018	3,158
就労定着支援	人	月	0	2	3	4
療養介護	人	月	8	9	9	9
短期入所（福祉型）	人	月	13	16	17	18
	人日分		112	159	168	177
短期入所（医療型）	人	月	0	1	1	1
	人日分		0	3	3	3

○ 居住系サービス

種類	単位		4年度実績	見込量		
				6年度	7年度	8年度
自立生活援助	人	月	1	0	0	1
共同生活援助	人	月	68	79	86	93
施設入所支援	人	月	34	31	30	29
地域生活支援拠点	箇所	月	0	1	1	1
機能充実に向けた評価	回数	年	0	1	1	1

○ 相談支援

種類	単位		4年度実績	見込量		
				6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人	月	72	88	97	105
地域移行支援	人	月	0	0	0	1
地域定着支援	人	月	0	0	0	1

○ 障害児通所支援、障害児相談支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

種類	単位		4年度実績	見込量		
				6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人	月	25	26	28	30
	人日分		199	225	242	261
医療型児童発達支援	人	月	1	0	0	0
	人日分		12	0	0	0
放課後等デイサービス	人	月	80	98	106	114
	人日分		1,131	1,342	1,448	1,563
保育所等訪問支援	人	月	2	4	6	8
	人日分		2	5	7	10
居宅訪問型児童発達支援	人	月	0	0	0	0
	人日分		0	0	0	0
障害児相談支援	人	月	22	33	38	44
コーディネーターの配置人数	人	年	1	1	1	1

○ 発達障がい者に対する支援

種類	単位		4年度実績	見込量		
				6年度	7年度	8年度
支援プログラム等の受講者数	人	年	0	0	0	5
支援プログラム等の実施者数	人	年		0	0	1
ペアレントメンターの配置人数	人	年	0	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	人	年	0	0	0	1

○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	単位		4年度実績	見込量		
				6年度	7年度	8年度
協議の場の開催回数	回	年	0	1	1	1
協議の場への参加者数	人	年	0	7	7	7
目標設定及び評価の実施回数	回	年	0	1	1	1
地域移行支援の利用者数	人	月	0	0	0	1
地域定着支援の利用者数	人	月	0	0	0	1
共同生活援助の利用者数	人	月	0	37	39	41
自立生活援助の利用者数	人	月	0	0	0	1
生活訓練の利用者数	人	月		18	19	20

○ 相談支援体制の充実・強化のための取組

種類	単位		4年度実績	見込量		
				6年度	7年度	8年度
基幹相談支援センターの設置	有無	年	有	有	有	有
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有無	年	有	有	有	有
専門的な指導・助言の件数	件数	年	11	6	6	6
人材育成の支援	件数	年	3	2	2	2
連携強化の取組	回	年	4	2	2	2
個別事例の支援内容の検証	回	年		1	1	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	人	年		0	0	0
相談支援事業所の参画による事例検討	回	年		2	2	2
	参加者数	年		4	4	4
専門部会の設置	設置数	年		1	1	1
	回数	年		12	12	12

○ 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

種類	単位		4年度実績	見込量		
				6年度	7年度	8年度
各種研修の参加人数	人	年	0	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	年	無	有	有	有
	回数		0	1	1	1

第5章 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者が個々の能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性をいかし県や市町村が主体となって行う事業です。

本章では、第6期障がい福祉計画の実績、現在の利用者及び新規利用者のニーズ、本市及び周辺市町の社会資源の状況等を踏まえて、地域生活支援事業の事業展開の考え方と見込量を推計します。

1 事業実施に関する考え方と見込量確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業の実施に関する考え方	障がい児・者の理解を深めるための研修・啓発活動を通じて、地域住民に働きかけるとともに、共生社会の実現を図ります。事業の実施に当たっては、社会福祉法人やNPO法人等に委託して実施します。
見込量確保のための方策	地域の人たちが障がいについて理解を深められるよう、福祉制度の啓発や疑似体験などを盛り込んだ事業を実施するための支援を行います。

(2) 自発的活動支援事業

事業の実施に関する考え方	障がい児・者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者本人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。事業の実施に当たっては、社会福祉法人やNPO法人等に委託して実施します。
見込量確保のための方策	ボランティア活動者の育成や資質向上とその拡大に取り組むとともに、ボランティア情報の提供など、事業を支援していきます。

(3) 相談支援事業

事業の実施に関する考え方	障がい者や介護者の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行います。事業については、社会福祉法人等へ委託して実施します。
見込量確保のための方策	滝沢市内及び盛岡市内にある指定相談支援事業者に事業委託し、さらには基幹相談支援センターを通じ、相談支援を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

事業の実施に関する考え方	知的障がいや精神障がい、発達障がいがある人たちの権利を擁護し、福祉の向上を図ることを目的に事業を実施します。
見込量確保のための方策	障がいのある人の権利を擁護するために、本事業の制度の周知と利用促進に努め、必要と認められる対象者が出た場合に、申立てに関する経費や、後見人等の報酬等適切な補助・支援を行っていきます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業の実施に関する考え方	知的障がいや精神障がい、発達障がいがある人たちの権利を擁護する制度を充実させるため、後見等の業務を適正に行うことができる法人や人材を確保し整備します。
見込量確保のための方策	障がいのある人の権利を擁護するために、法人後見の体制整備を委託し、適切に実施するための支援を行っていきます。

(6) 意思疎通支援事業

事業の実施に関する考え方	聴覚、言語機能、音声機能に障がいのある人に対し、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣を行い、意思疎通が図れるように支援します。事業は、岩手県視聴覚障がい者情報センターに派遣者のコーディネートを依頼し実施します。
見込量確保のための方策	① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣を「岩手県視聴覚障がい者情報センター」に依頼しており、引き続き適正な事業実施に努めていきます。 ② 手話通訳者設置事業 聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを充実させるため、手話通訳者の設置について検討を重ねていきます。

(7) 日常生活用具給付等事業

事業の実施に関する考え方	重度障がいのある人に対して、身体介護を支援する介護訓練支援用具や入浴、食事などの自立生活を支援する自立生活支援用具、ストマ用装具などの排せつ管理を支援する排泄管理支援用具など、快適な日常生活を支援するための用具を代理受領による給付事業で実施します。
見込量確保のための方策	時代の変化や技術の進歩に伴い、新たに日常生活用具の対象となりうるものが増えてきています。在宅障がい者の利便性向上のため、対象品目の適正な選定と支援用具の品目追加、見直し等に努め、より良いサービス提供ができるよう事業を進めていきます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

事業の実施に関する考え方	手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した生活や、社会生活を営むことが可能となるよう研修を実施します。
見込量確保のための方策	地域住民を対象として、聴覚障がいのある人とのコミュニケーションや手話についての基礎講座と応用講座を開催し、理解促進と支援者の養成に努めていきます。

(9) 移動支援事業

事業の実施に関する考え方	障がいがあり一人で外出することが困難な人に、社会生活を営む上で必要となる外出や余暇活動などの社会参加を促すため、外出時の移動を支援します。事業は、滝沢市障がい者移動支援事業実施事業者へ委託し実施します。
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応できるように、多様なサービス提供事業者の確保を図るとともに、利用目的や実施方法を柔軟に対応できるように検討していきます。

(10) 地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）

事業の実施に関する考え方	障がいのある人に、創作的活動や生産活動の機会や場の提供、地域との交流を支援することを目的として事業を展開する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人の地域生活を支援します。事業は、滝沢市障がい者地域活動支援センター機能強化事業実施事業者へ委託し実施します。
見込量確保のための方策	より身近な場所で支援が受けられるよう、また、利用者のニーズに対応するため、引き続きサービス提供事業者の確保に努め、事業の充実に努めていきます。

(11) 訪問入浴サービス事業

事業の実施に関する考え方	重度の身体障がいのある人に対し、入浴サービスを提供することで、身体の清潔の保持と心身機能の維持を図り、また、介護者の負担軽減を図るための支援をします。事業は、滝沢市障がい者訪問入浴サービス事業実施事業者へ委託し実施します。
見込量確保のための方策	今後も利用者に対して、継続して事業の提供が可能となるようサービス内容に関する情報提供を行い、また、事業者と連携し、利用者に対するサービスの向上に努めていきます。

(12) 日中一時支援事業

事業の実施に関する考え方	障がいがある人に日中活動の場を確保し、障がいがある人の家族の就労支援及び日常的に介護をしている家族の一時的な休息を提供できるよう支援します。事業は、滝沢市障がい者日中一時支援事業実施事業者へ委託し実施します。
見込量確保のための方策	利用者のニーズに対応するため、今後とも条件整備されたサービス提供事業者の確保に努めるとともに、事業の充実にも努めていきます。

(13) 自動車改造費等給付事業

事業の実施に関する考え方	身体障がいのある人に対し、社会参加のために利用する自動車の改造等に必要な経費の一部について給付し、支援します。
見込量確保のための方策	必要な時に利用ができるように、本事業の継続と制度の周知に努めていきます。

2 事業ごとの見込量（年間）

事業名	令和4年度実績		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施あり		実施あり		実施あり		実施あり	
(2) 自発的活動支援事業	実施あり		実施あり		実施あり		実施あり	
(3) 相談支援事業								
① 障害者相談支援事業	4		4		4		4	
基幹相談支援センター	実施あり		実施あり		実施あり		実施あり	
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施あり		実施あり		実施あり		実施あり	
③ 住宅入居等支援事業	実施あり		実施あり		実施あり		実施あり	
(4) 成年後見制度利用支援事業		1		1		1		1
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施なし		実施なし		実施なし		実施あり	
(6) 意思疎通支援事業								
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業※実利用見込み件数		3		3		3		3
② 手話通訳者設置事業 ※実設置見込み者数	0		0		0		1	
(7) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数								
① 介護・訓練支援用具	3		1		1		1	
② 自立生活支援用具	5		10		10		10	
③ 在宅療養等支援用具	4		10		10		10	
④ 情報・意思疎通支援用具	6		3		3		3	
⑤ 排泄管理支援用具	1,194		1,050		1,100		1,150	
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	4		2		2		2	

事業名		令和4年度実績		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		実施箇所数	実利用者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
(8)	手話奉仕員養成研修事業 ※養成講習修了見込み者数	/	4	/	10	/	10	/	10
(9)	移動支援事業 ※上段：実利用見込み者数 下段：延べ利用見込み時間数	/	9 570	/	10 600	/	10 600	/	10 600
(10)	地域活動支援センター 自市町村利用分	0	0	0	0	0	0	0	0
	他市町村利用分	12	18	10	20	10	20	10	20
(11)	訪問入浴サービス事業	1	3	2	1	2	1	2	1
(12)	日中一時支援事業	65	1,631	85	1,800	90	1,850	95	1,900
(13)	自動車改造費等給付事業	/	/	/	3	/	3	/	3

第6章 その他計画に盛り込む事項

1 障がい者虐待防止、養護者に対する支援

平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。この法律は、障がいのある人に対する虐待が尊厳を害するものであり、また、自立や社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であることから、虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障がいのある人に対する保護と自立支援の措置、養護者支援の措置等について定め、障がいのある人の権利利益を擁護するものです。

県では、法律施行に先立ち、平成23年6月に「岩手県障がい者虐待防止ガイドライン」を定めており、また、障がい者110番を24時間365日対応するなどの体制整備を行っています。

市では、「障害者虐待防止センター」の機能を有する基幹相談支援センターにおいて、随時虐待に関する通報・支援などの体制を確保しています。

2 障がいを理由とする差別解消の促進

平成28年4月1日に、障がいを理由にして、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為や、例えば聴覚障がいがある人に対して筆談をしないなどの合理的配慮をしない、などの差別をなくすことを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行になりました。

県では、平成23年7月1日から「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」を施行しており、障がいのある人と障がいのない人が互いに権利を尊重し合いながら、心豊かに主体的に生活することができる地域づくりを目指しています。

市では、「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を有する市自立支援協議会において、虐待や差別の未然防止とそれが発生した場合の迅速かつ適切な対応と、再発の防止等に向けた協議を引き続き行ってまいります。

3 難病患者への一層の周知

平成25年に施行された障害者総合支援法において、障害者の範囲に難病が追加され、障がい者手帳が取得できない場合でも、対象疾病に該当すれば必要と認められる障がい福祉サービス等を利用できるようになりました。対象疾病は、現在338疾病に拡大されています。

障がい福祉サービス等の対象となる難病患者が必要なサービスを利用するためには、難病患者ご自身に対して、身近な医療機関や相談機関に従事する医師や相談員等から、受診や相談の機会を通じて対象となる疾病制度について周知することが重要になります。

市では、特定医療の支給認定を行う県や医療機関と連携を図り、また難病患者本人のみならず、地域住民に対しても幅広く周知することも有効であることから、前計画から引き続き広報紙やホームページを活用した周知についても実施してまいります。

4 成年後見制度の利用促進

今後、障がい者の地域生活への移行が進むことが想定され、判断能力の不十分な人でも利用者本位のサービスが受けられるような体制の構築と、身の回りのことや日常的な金銭管理に不安を感じているといった方への支援や、金銭搾取といった悪質な権利侵害の防止・救済など、障がい者の権利擁護に地域で取り組んでいく必要があります。

市では、障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重し、関係機関及び関係課と連携して状況に応じた適切な対応に努めるとともに、権利擁護に関わる制度を広く周知し、成年後見制度の適切な利用促進を進めてまいります。

第7章 計画の推進に向けた取組

1 計画・制度の周知と地域住民の理解の促進

近年、社会保障・社会福祉関係制度の法改正が多く、内容も多岐にわたっています。本計画の推進に当たっては、全ての市民が、障がいと障がいのある人に対する理解を深めることが必要です。

このため市では、障がいのある人が自らの意思でサービスを利用し、自立した日常生活や社会生活を送ることが可能となるよう、またそれを支える地域住民に対しても理解を深めていただけるよう、広報紙やホームページ等を活用し、計画や制度の継続的な周知に努めます。

2 関係機関等との連携

本計画を推進するためには、地域住民、ボランティア団体、NPO、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会及び関係部署などの関係者が、お互いに連携・協力し合いながらそれぞれの役割を務めていくことが重要です。またこれらを推し進めるため、市の積極的な取組が必要であると今回の意見聴取でも多く出されています。

特に、障がいのある人の地域移行や就労支援を推進するためには、相談支援体制の充実とネットワークが必要であり、市自立支援協議会との連携が不可欠です。このため、市では地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を担い、併せて障がい者虐待の通報の窓口を担う「障害者虐待防止センター」の機能を有する「基幹相談支援センター」を通じ、今後もサービス利用計画作成のための相談支援専門員の育成、地域生活支援拠点等の実施など体制の充実と強化に努めます。

また、今回の計画の策定に当たり、国の基本指針において更なる項目が追加され、今まで課題となっている点の整備に加え、これらの新たな取組も進めていかなければなりません。そのため、関係機関等との今まで以上の情報の共有を図り、連携して取り組んでいく必要があります。

3 計画の進行管理と評価

本計画を円滑に推進するため、「市自立支援協議会」及び「障がい福祉計画策定推進委員会」において、各年度の進捗管理と評価を行い、社会情勢の変化や国の福祉施策の動向、障害者総合支援法の改正等に伴う制度内容等を踏まえながら、本計画の適切な管理・運用に努めます。

資 料 編

- 1 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定経過
- 2 アンケート（サービス動向調査）・ヒアリング調査概要
- 3 滝沢市障がい福祉計画策定推進委員会設置規程
- 4 滝沢市障がい福祉計画策定推進委員会委員名簿
- 5 滝沢市自立支援協議会設置要綱
- 6 滝沢市自立支援協議会委員名簿

第7期滝沢市障がい福祉計画・第3期滝沢市障がい児福祉計画策定の経過

期 日	内 容
令和 5年 6月23日	計画作成に係る県・市町村担当者会議
令和 5年 7月13日	第1回自立支援協議会
令和 5年 7月18日	政策調整報告会議（計画策定方針）
令和 5年 8月31日	第1回計画策定推進委員会
令和 5年 9月20日 ～ 10月13日	アンケート（サービス動向調査）・分析 （障がい福祉関係団体、事業所、相談員）
令和 5年10月30日 ～ 11月 9日	ヒアリング調査（事業所）
令和 5年12月 8日	岩手県へ「目標値」等の中間報告
令和 5年12月27日	第2回自立支援協議会
令和 6年 1月15日	障がい福祉計画・障がい児福祉計画素案作成
令和 6年 1月22日	第2回計画策定推進委員会
令和 6年 2月 1日	第3回自立支援協議会
令和 6年 2月 5日 ～ 2月22日	パブリックコメント実施
令和 6年 3月12日	政策調整報告会議（素案の決定）
令和 6年 3月	計画決定・公表

アンケート（サービス動向調査）・ヒアリング調査概要

1 調査の目的

第7期滝沢市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定に伴い、見込み量とその確保策の検討及び関係事業の推計等のため、市が受給者証を発行した方が入所または通所する事業所等に対し、アンケート及びヒアリング調査を行うもの。

2 アンケート

(1) 調査対象事業所

ア 障がい者支援施設	14か所
イ 就労系サービス事業所（移行、定着、A型、B型、生活介護）	29か所
ウ 障がい児通所支援事業所	6か所
エ 相談支援事業所	4か所
オ 当事者・関連団体	5か所
カ 身体・知的障害者相談員	3名

(2) 実施時期

令和5年9月20日～10月13日

(3) 実施方法

郵送配布・回収

3 ヒアリング

(1) 調査対象事業所

ア 障がい者支援施設	2か所
イ 就労系サービス事業所	6か所
ウ 障がい児通所支援事業所	3か所
エ 相談支援事業所	4か所

※ア～エのサービスを複数提供している事業所も含まれているため、訪問した事業所数としては合計9か所

(2) 実施時期

令和5年10月30日～11月9日

(3) 実施方法

対象事業所に訪問し、アンケート調査票の項目に沿って、聴き取りを実施。

(設置)

第1条 滝沢市障がい者計画、滝沢市障がい福祉計画及び滝沢市障がい児福祉計画（以下「計画」という。）を庁内関係部署が一体的に取り組み、計画を策定し、見直し及び推進すること（以下「計画策定等」という。）を目的に、滝沢市障がい福祉計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定等に係る意見に関すること。
- (2) 計画策定等に係る調査、検討及び調整等に関すること。
- (3) その他計画策定等に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、地域福祉課長を充てる。
- 4 委員は、滝沢市障がい者計画にあつては別表第1に掲げる職にあるものを、滝沢市障がい福祉計画及び滝沢市障がい児福祉計画にあつては別表第2に掲げる職にあるものをもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会に、委員会の所掌事項の調査及び関係事項の実務的な検討を行うため、ワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの組織等については、委員長が定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める別表第1（第3条関係）

委員	市民環境部	地域づくり推進課長
		防災防犯課長
	健康福祉部	地域福祉課長（事務局）
		生活福祉課長
		児童福祉課長
		高齢者支援課長
		地域包括支援センター所長
		健康推進課長
		健康づくり政策課長
		保険年金課長
	経済産業部	企業振興課長
	都市整備部	都市政策課長
		道路課長
	企画総務部	企画政策課長
	教育委員会事務局	教育総務課長
		学校指導指導課長
		文化振興課長
生涯学習スポーツ課長		

別表第2（第3条関係）

	所属	職名
委員	健康福祉部	地域福祉課長（事務局）
		生活福祉課長
		児童福祉課長
		高齢者支援課長
		地域包括支援センター所長
		健康推進課長

【参考】滝沢市障がい福祉計画策定推進委員会委員名簿

	所属部名	職名	氏名
委員	健康福祉部	健康福祉部長	勝田 裕征
		地域福祉課長	滝田 律子
		生活福祉課長	下佐 貴宏
		児童福祉課長	藤島 紀子
		高齢者支援課長	大槻 智康
		地域包括支援センター所長	森 智美
		健康推進課長	猿舘 睦子

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、市における障がい者等への支援の体制の整備を図るため、滝沢市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域における障がい者等の支援体制に関する課題の共有に関すること。
- (2) 地域における相談支援体制の整備状況、課題、ニーズ等の把握に関すること。
- (3) 地域における関係機関との連携の強化及び社会資源の開発、改善等に向けた協議に関すること。
- (4) 相談支援の従事者の質の向上を図るための取組に関すること。
- (5) 個別事例への支援の在り方に関する協議、調整等に関すること。
- (6) 障がい者等への虐待の未然防止、早期発見及び早期対応に向けた体制構築の協議に関すること。
- (7) 滝沢市障がい者計画の進捗及び見直しに関すること。
- (8) 滝沢市障がい福祉計画及び滝沢市障がい児福祉計画の策定、進捗及び見直しに関すること。
- (9) その他障がい者等に対する支援体制の充実に yönelik 取組に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健及び医療関係機関に属する者
- (4) 教育関係機関に属する者
- (5) 企業及び雇用関係機関に属する者
- (6) 障がい者関係団体に属する者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、会長が選出されていないときは、市長が招集する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

滝沢市自立支援協議会委員名簿

No.	区分	所 属	職 名	氏 名
1	利用者	滝沢市身体障害者福祉協会	会長	塚本 潤一
2	〃	滝沢市手をつなぐ育成会	会長	武田 晴良
3	〃	滝沢市精神保健福祉会	会長	千葉 五郎
4	〃	ことばを育む親の会滝沢支部	滝沢支部長	松館 美穂
5	教育	滝沢市教育研究会特別支援部会	滝沢第二中学校校長	遠藤 岳
6	〃	岩手県立盛岡みたけ支援学校	校長	工藤 弘毅
7	事業所	みたけの杜	副園長	藤森 祐司
8	〃	放課後等デイサービス事業所ぼけっと	所長	工藤 玲子
9	〃	障がい者支援施設 瑞雲荘	施設長	佐々木 浩輔
10	〃	指定障害福祉サービス事業所みやま	施設長	新田 慎一郎
11	〃	ワーク小田工房	管理者	古山 明廣
12	〃	障害福祉サービス事業所みのりホーム	施設長	寺澤 友寿
13	〃	多機能型施設ひだまりの家	施設長	古館 友師（兼）
14	〃	指定生活介護事業所しょう	施設長	鈴木 博
15	〃	ワーカーズコープ滝沢地域福祉事業所	所長（おおぞら）	藤原 美雪
16	〃	Y-STANDARD	管理者	渡辺 陽平
17	〃	就労継続支援B型 ぼるた	施設長	下山 輝
18	〃	「1」	施設長	佐々木 有司
19	〃	モルゲンロート	施設長	高野 小百合
20	〃	複合型福祉施設 ベルヴェーレの里	管理者	阿部 勝則
21	〃	J A ライフサポート滝沢指定障害福祉サービス事業所	代表取締役社長	刈谷 雅行
22	〃	サン・ケアサービスセンター	代表取締役	荒木 政友
23	社会福祉協議会	滝沢市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	高橋 正俊
24	相談支援事業者	相談支援事業所みたけ	所長	與羽 州子
25	〃	地域生活支援センター滝沢	センター長	日景 通
26	〃	指定特定相談支援事業所みのりホーム	相談支援専門員	佐々木 たまき
27	〃	相談支援事業所ひだまりの家	相談支援専門員	古館 友師（兼）
28	〃	健康福祉部健康推進課	課長	猿舘 睦子
29	〃	健康福祉部地域包括支援センター	所長	森 智美

*滝沢市自立支援協議会会長には佐々木浩輔氏、会長代理には古館友師氏が就任

*名簿は、令和6年3月時点

第7期滝沢市障がい福祉計画・第3期滝沢市障がい児福祉計画

- 発行日 令和6年3月
 - 編集発行 滝沢市健康福祉部地域福祉課
岩手県滝沢市中鵜飼55番地
電話 019-656-6517
-